

男女共同参画講座 参加者募集 女性のための健康講座

女性がいいきと輝いていくためには、健康な生活を心がけていくことが大切です。
心と身体のために良いことを男女共同参画講座から学びませんか。

日 時／**10月30日(日)** 午前10時～正午

(受付開始：午前9時40分)

会 場／笠間クラインガルデン

内 容／3B体操(ボールやリボンを使って軽い体操をします)
オリジナルピザづくり&試食、男女参画講話

対象者／市内在住の女性

定 員／30名 ※定員を超えた場合は抽選

参加費／500円(材料代)

申込方法／秘書課窓口で直接

または電話、FAXでお申込みください。

申込みの際は参加者氏名、住所、電話番号
をお知らせください。

申込期限／10月14日(金)

主 催／笠間市・ネットワークかさま



【申込み・問合せ】秘書課(内線225) FAX 0296-78-0612

高齢者の悪質商法被害防止キャンペーン 実施中

高齢者を狙った悪質業者による消費者被害が依然として後を絶たないことから、笠間市消費生活センターでは、9月を「高齢者の被害防止キャンペーン月間」として、茨城県消費生活センターと連携して啓発活動を実施しています。

高齢者の消費生活相談件数は、全体の約半数。

笠間市消費生活センターに寄せられる60歳以上の方の相談は、平成27年度は相談全体の47%を占めています。その中でも、訪問販売や電話勧誘販売にかかわるトラブルが上位となっています。

訪問販売・電話勧誘販売による悪質商法の被害にあわないために

- **訪問販売**：突然業者が来て、商品やサービスなどを強引に契約させる方法です。
- **電話勧誘販売**：電話を使った販売方法です。強引な勧誘に押し切られたり、ウソの説明を見抜けずに契約してしまうケースが目立っています。
- 興味がなければキッパリ断りましょう。
- 勧誘電話に耳を貸してはいけません。
- 家に入れると断りづらくなるので、むやみに家に入れないようにしましょう。
- 勧誘されてもその場で申し込まず、契約は慎重に行うようにしましょう。



高齢者にも アダルトサイトの請求トラブル

- 「無料だと思ってクリックしたアダルトサイトを見ていたら、いきなり料金請求画面が出てしまった。」という高齢者からの相談も多く寄せられています。
- このようなサイトでは、有料であるという表示がわかりにくい場合も多く、安易にアクセスしないことが第一です。

ご家族、市民の皆さんへ

- 地域ぐるみで高齢者を守りましょう！
- 高齢者は、悪質商法の被害にあっても、「だまされたことを恥ずかしく感じ、誰にも相談しない」というケースが多くあります。そこで大切なのが、地域ぐるみの見守りです。日ごろからあいさつを交わし連絡を取り合えば、何か異変があったときにもすぐに気づくことができます。

◎消費生活センターに 相談しよう！

消費生活センターでは、消費者を守る法律など専門知識を持った消費生活相談員が親身になって相談を受けています。

【問合せ】笠間市消費生活センター(友部公民館1階)

《相談専用電話》**0296-77-1313**

《消費者ホットライン》**188**

※お住まいの近くにある消費生活センターにつながります。

相談受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時(火～土曜日)

